

生徒手帳

茨城県立竜ヶ崎南高等学校

学 校 生 活

- (1) 健康に留意し、規則正しい生活を心がける。
- (2) 礼儀正しく謙虚な態度で人と接し、人間関係を円滑にすること。広い視野で相手の立場にたって物事を考えられるようになること。
- (3) 社会道徳を守り、他人に迷惑をかけないように十分気をつけること。公共物は大切に扱うこと。
- (4) 向上心をもって生活する。教科の学習や部活動を通じて、知識や教養を身につけるとともに人格の形成に努める。

服 装 等

服装はその人の人格を反映するものである。
華美に流れず、清潔、衛生に留意して高校生としてその品位を保つものでなければならない。
(定められた標準制服を着用する)

(1) 標準制服

男 子

(冬 服)

上 衣 紺ブレザー (胸刺繍・ボタンオリジナル)

スラックス 紺系チェック (シングル・ツータック)

セーター・カーディガン等 (Vネック)
黒、紺、白、グレー、ベージュの無地

ワイシャツ 白

ネクタイ グリーン

ソックス 紺、白、黒の無地

(夏 服)

上 衣 白半袖ワイシャツ
ポロシャツ (本校指定のもの)

スラックス 冬服と同柄で夏生地

ソックス 紺、白、黒の無地

女 子

(冬 服)

上 衣 紺ブレザー（胸刺繍・ボタンオリジナル）

セーター・カーディガン（Vネック）

黒、紺、白、グレー、ベージュの無地

キュロットスカート（スラックスも選択可）

紺系チェック（丈は膝頭下）

ワイシャツ 白

リボン 赤（本校所定のもの）

ソックス 紺、白、黒の無地

冬季については、ストッキング（肌色・黒）を着用してもよい。

（夏 服）

上 衣 白半袖ワイシャツ

ポロシャツ（本校指定のもの）

サマーキュロットスカート（スラックスも選択可） 冬服と同柄で夏生地

ソックス 紺、白、黒の無地

※防寒具類については黒・紺を基調とした華美でないものとする。

（2）靴・カバン

1 靴

通学用靴は原則として黒皮、ローファータイプとする。（スポーツシューズは可）

2 カバン

華美でないもの

(3) 頭髪等

- 1 頭髪は常に高校生らしく整髪し清潔にする。

パーマ、アイパー、カール、脱色・染色、奇抜な刈上げ、ライン、エクステ等、クリップ、リボン、ヘアバンド、飾りピン、カラーゴム等は禁止する。

- 2 装身具（指輪、ピアス、透明ピアス、ネックレス、カラーコンタクト等）は身につけない。

(4) その他

- 1 校舎内では所定の上履きを使用する。
- 2 体育用運動着（ジャージ・Tシャツ等）は本校指定のものを着用する。
- 3 雨具は華美でないものを使用し、自転車に乗る場合はカサの使用は禁止する。
- 4 異装の必要があるときは、事前に所定の様式により生徒支援部の許可を受ける。
- 5 登下校時にイヤホン着用・「ながらスマホ」はしないこと。

自転車・原動機付自転車通学規程

生徒の通学方法は、徒歩、自転車、バス等公共交通機関によることを原則とする。ただし、条件を満たす場合には、申出により審査を経て、原動機付自転車での通学を許可する。

1 自転車通学

(1) 承認の条件

ア 整備された車両であり、定期安全点検に合格した車両であること。

イ 任意保険・自転車防犯登録に加入している。

ウ 許可ステッカーを添付する。

エ 学校の所定の場所におく。

(2) 手続き

本校所定の届を担任を通して係に提出する。

(3) 規程違反に対する指導

自転車通学承認条件違反・交通安全義務違反については注意指導を行う。再度違反を繰り返す場合は、承認を取消す。

(4) 自転車の点検と整備

自転車に乗る前には、必ず点検し、不備なところがあれば整備してから乗ること。

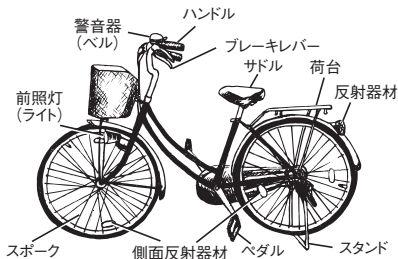
ア ブレーキが前・後輪ともよく効くか。

イ 警音器（ベル）はよく鳴るか。

ウ 前照灯（ライト）はつくか。前方がよ

く見えるか。

エ 反射機材等がついているか。後方、側面からよく見えるか。



自転車ルール

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道の左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進走行の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

禁止事項（茨城県道路交通法施行細則参照）

- 夜間の無灯火
- 信号無視
- 一時不停止
- 携帯電話・スマホを使いながらの走行
- 傘をさしての運転
- 自転車に乗っての犬の散歩
- イヤホンやヘッドホンの使用（補聴器の使用等は除く）

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/archives/law/law.html

2 原動機付自転車通学

- (1) 原動機付自転車（以下原付バイクとす

る。) 通学許可条件

ア 通学距離が直線距離にして片道 6 km 以上ある。

イ 通学用原付バイクは50cc未満。

(2) 原付バイクでの通学上の注意

ア ヘルメット(フルフェイス)を着用する。

イ 許可ステッカーを必ず原付バイクとヘルメットに貼付する。

ウ 本校定例の点検(月1回)を受け、車両の改造はしない。

エ 自賠責保険の他、任意保険に加入する。

オ 原付バイクは学校所定の場所に置く。

カ 原付バイク安全運転実技講習を受講する。(年1回)

(3) 許可申請方法

ア 学校所定の許可願を、担任を通して生徒支援部に提出する。

イ 本人及び保護者は、交通法規、本校内規を遵守することを誓約する。

ウ 本人及び保護者はヘルメット、保険証券、原付バイクを持参し、生徒支援部より交通安全の義務について指導を受ける。

(4) 規程違反に対する指導

原付バイク通学許可条件違反・交通安全運転義務違反があった場合は、特別指導の対象とする。

運転免許取得に関する規程

原動機付自転車免許

- (1) 免許取得は1学年の夏休み以降とする。
- (2) 学校所定の許可願用紙に必要事項を記入し、2週間前までに所定の手続きに従って許可を得た上で、受験することができる。免許取得試験は、休業日を利用する。
- (3) 合格し、免許証が交付されたら1週間以内に免許取得届を提出する。
- (4) 運転免許を取得した者は交通法規を遵守する。

自動二輪免許

免許取得は認めない。なお自動二輪車の購入、乗車、同乗ともすべて認めない。

普通免許

- (1) 教習開始は3学年の10月1日以降とする。
- (2) 学校所定の許可願用紙に必要事項を記入し、所定の手続きに従って、学校長の許可を得た上で、教習所入校の手続きをする。
- (3) 教習は放課後、休日とし教習のための欠席、早退は認めない。ただし、仮検、本検の場合

は特に例外とするが、教習手帳を提示し、事前に申し出て許可を受ける。

- (4) 合格し、免許証が交付されたら、1週間以内に免許取得届を提出する。
- (5) 普通免許証交付後も、卒業までは原付バイク以外の一切の車両の運転は認めない。

運転免許規定違反者の取扱い

- 原付免許について無届で取得した者。
- 原付バイク通学許可なく原付バイクで登校した者。
- 自動二輪免許を取得した者、運転及び同乗した者。
- 普通免許について、3学年の9月30日以前に教習を開始した者。
- 無届で免許を取得した者。
- 正規の手続きで普通免許を取得したが、卒業以前に運転した者。

上記の運転免許規定違反の者については、特別指導の対象とする。

交通事故の際の対応

交通事故が起きたときは、落ち着いて次のような応急の措置をとり、速やかに保護者や学校に連絡する。

1 事故を起こしてしまったとき

- (1) 負傷者を救護する。
- (2) 事故の続発を防ぐ。
- (3) 事故の状況を警察官に報告し、指示を受ける。

2 事故にあったとき

- (1) 車のナンバーを必ず覚えておき、運転免許証などで、相手の身元を確認する。
- (2) 医師の診断を受ける。(軽いけがでも必ず診断を受けておく)
- (3) 警察へ届ける。

3 事故現場に居合わせたとき

- (1) 負傷者の救護のための措置を手伝ったり、関係機関への連絡・報告などに協力したりする。
- (2) ひき逃げや事故を見かけたときには、まず負傷者の救護に当たるとともに、その車のナンバーや車の特徴も記憶しておき、110番119番などへ連絡する。

アルバイト

原則として禁止する。ただし、家庭の事情により必要と認められる場合については特に配慮する。希望者は所定の様式により学級担任、生徒支援部を経て学校長の許可を受ける。

また、次の注意事項を遵守できない場合は許可を取り消すものとする。

- (1) 学業の妨げにならない範囲で勤務すること。
- (2) 定期考査1週間前から考査終了日まで勤務しない。
- (3) 高校生としての常識を逸脱した行為等がないようにすること。
- (4) 次のアルバイトは許可しない。
 - ア 夜間勤務（午後8時まで）
 - イ 勤務のための住み込み
 - ウ 風俗営業及びこれに準ずるもの（酒類を主に提供する飲食店を含む）
 - エ 危険を伴うもの
 - オ 保護者等の同意を得られないもの